

平成28年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成28年12月16日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
八幡町市民館	所管している団体の通帳と印鑑の保管者及び保管場所を別々にすることにより、不正防止対策を講じられたい。	【措置済】 措置日：平成28年10月26日 通帳は担当者が鍵付機に保管及び管理し、印鑑は館長が事務所金庫に保管及び管理するように変更した。
大山田公民館	所管している団体の通帳と印鑑の保管者及び保管場所を別々にすることにより、不正防止対策を講じられたい。	【措置済】 措置日：平成28年11月15日 会計不正防止対策として、大山田文化サークル連絡協議会の口座通帳を保管者である協議会会長に手渡し、印鑑のみ大山田公民館事務所の鍵付きロッカーに保管することとした。
青山支所 振興課	所管している団体の通帳と印鑑の保管者及び保管場所を別々にすることにより、不正防止対策を講じられたい。	【措置済】 措置日：平成28年11月29日 青山同和教育推進協議会の通帳と印鑑については、振興課の担当者が両方を金庫で保管していたが、監査での指摘を受け、協議会の会計の方に印鑑の保管をお願いした。 通帳からの払出については、振興課担当者が、予算執行確認書を請求書等の証拠書類を基に作成し、決裁を振興課課長まで受け、会計の方にも確認を受けた上で、金融機関の払出伝票に押印を受け、執行することとした。
農林振興課	所管している団体の通帳と印鑑の保管者及び保管場所を別々にすることにより、不正防止対策を講じられたい。	【措置済】 措置日：平成28年12月16日 通帳は事務室内金庫、印鑑は事務室内施錠可能な事務機に保管し、鍵についてはそれぞれ農林振興課長、及び同副参事が保管することとした。